

令和4年度就学援助制度

新入学児童生徒学用品費入学前支給のお知らせ

大磯町では、経済的な支援を必要としている家庭に対し、学用品や給食費等の費用の一部を就学援助費として援助しています。この就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費について、令和5年4月に大磯町立の小・中学校に入学予定者に入学前に支給します。

1 対象となる方

令和5年4月に町立の小・中学校に入学予定で、今年度もしくは前年度に次のア～キのいずれかに該当する方

- ア 生活保護が停止または廃止になった。(生活保護を受給中の方は対象外です。)
- イ 町民税が非課税又は町民税、固定資産税、個人事業税のいずれかの減免の扱いを受けた。
- ウ 国民年金の掛け金又は国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた。
- エ 児童扶養手当が支給された。(死亡や離婚等で父・母子家庭になった場合などに支給される手当)
- オ 生活福祉資金の貸し付けを受けた。
- カ 認定基準による収入認定額が最低生活費を下回る。

対象となる世帯の年間所得額の目安 ※ 世帯構成、年齢等により額が異なります。	2人世帯(大人1人、子供1人)	1,886,000円
	3人世帯(大人1人、子供2人)	2,426,000円
	4人世帯(大人2人、子供2人)	2,846,000円

キ 上記のア～カ以外で保護者の死亡や災害等により経済的に児童生徒が就学困難となる特別な事情が生じた。

2 支給時期と金額

令和5年3月末頃に次の金額を支給します。小学生 54,060円・中学生 60,000円

3 申請手続き

この制度を希望する保護者は、次のとおり申請してください。

(1) 提出書類

- ①大磯町児童生徒就学援助費交付申請書
- ②添付書類

・「1 対象となる方」の該当項目がア～オもしくはキの方
該当事由が証明出来る書類の写し(例:児童扶養手当証書、生活保護の廃止または停止決定通知書等)

・「1 対象となる方」の該当項目がカの方

申請者及び同一世帯で収入のある全員の令和3年中の収入証明書(例:(非)課税証明書、源泉徴収票等
※令和4年1月1日に大磯町に住民票があり収入の申告をされている方は収入証明書の添付は不要です。)

(2) 提出先(郵送または持参にて提出)

大磯町教育委員会 教育部 学校教育課 教育総務係 (送付先:〒255-8555 大磯町東小磯 183 番地)

(3) 提出期限

令和5年2月10日(金)まで(必着)

※提出期限を過ぎた場合でも、入学後に申請が可能です。その場合の支給時期は1学期末(令和5年7月末)までとなります。

4 小学校6年生への就学援助費の支給について

現在、町立小学校6年生で申請される方は、通年で受付を行っています。新入学児童生徒学用品費のほか、給食費や校外活動費も支給されますが、認定された月から支給対象となりますので、提出期限に関わらずお早めに御提出ください。

また、既に令和4年度に就学援助費の支給決定を受けている方は、申請の必要はありません。指定の口座へ令和5年3月末頃に支給予定です。

5 注意事項

新入学児童生徒学用品費の支給を入学前に受けた方でも、令和5年度就学援助費の交付を希望する場合には、入学後に改めて申請が必要です。

6 問い合わせ

大磯町教育委員会 教育部 学校教育課 教育総務係 電話 0463-61-4100 (内線)322